

慈照会

年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
27	実地	<資産管理> 1 園庭(竹迫1794-6)の使用貸借契約が作成されていません。速やかに契約の締結を行なってください。また、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記してください。 <根拠:審査基準第2-1-(1)、732号通知>	1 渡辺登記事務所に相談、依頼して使用契約のため、賃借権での登記は出来ないが、地上権での登記方法がある為、宗教法人厳照寺と相談し今年中に登記できるように進めていく。	H27.8
28	未実施B	—	—	—
29	実地	評議員会の招集について、日時及び場所等に関する理事会の決議がなされていません。理事会での決議を受け開催してください。<根拠:社会福祉法第45条の9第10項(一般法人法第181条、182条)> 代表者及び資産の総額の変更登記が、期限内に行われていません。政令の定めにより、期限内に登記してください。<根拠:社会福祉法第29条第1項、組合等登記令第2条、3条>	評議員会の招集については、今年度の定時評議員会は終わっているため、来年度の定時評議員会の開催前に理事会において評議員会の招集を決議します。 代表者及び資産の総額の変更の登記に関しては、登記完了しました。	H29.11

区分 : 実地監査、未実施の別

未実施分については、

「A:4年又は5年に1回実施のため、当該年度未実施」

「B:3年に1回実施のため、当該年度未実施」

「C:その他の事情により未実施」